

長崎県告示第 6 7 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和 6 年長崎県告示第624号）の一部を次のとおり変更し、令和 7 年 2 月 12日から適用する。なお、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 2 月12日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの都道府県別漁獲可能量は、以下のとおりである。 【まあじ】21,200 トン 【まいわし対馬暖流系群】<u>50,000 トン</u> 【さんま】現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】50,000 トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】46,000 トンの内数 【まだい日本海西部・東シナ海系群】 5,900 トンの内数 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの知事管理漁獲可能量は、以下のとおりとする。 【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業18,000 トン 長崎県まあじその他漁業現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし中型まき網漁業<u>48,460 トン</u> 長崎県まいわしその他漁業現行水準 【さんま】 長崎県さんま漁業現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 長崎県かたくちいわし漁業50,000 トンの内数	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの都道府県別漁獲可能量は、以下のとおりである。 【まあじ】21,200 トン 【まいわし対馬暖流系群】<u>24,100 トン</u> 【さんま】現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】50,000 トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】46,000 トンの内数 【まだい日本海西部・東シナ海系群】 5,900 トンの内数 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和 7 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの知事管理漁獲可能量は、以下のとおりとする。 【まあじ】 長崎県まあじ中型まき網漁業18,000 トン 長崎県まあじその他漁業現行水準 【まいわし対馬暖流系群】 長崎県まいわし中型まき網漁業<u>22,690 トン</u> 長崎県まいわしその他漁業現行水準 【さんま】 長崎県さんま漁業現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 長崎県かたくちいわし漁業50,000 トンの内数

【うるめいわし対馬暖流系群】		【うるめいわし対馬暖流系群】	
長崎県うるめいわし漁業	46,000 トンの内数	長崎県うるめいわし漁業	46,000 トンの内数
【まだい日本海西部・東シナ海系群】		【まだい日本海西部・東シナ海系群】	
長崎県まだい漁業	5,900 トンの内数	長崎県まだい漁業	5,900 トンの内数